



鳥インフルエンザ発生に係る市長コメント

【市長コメント】

本日、市内の養鶏場におきまして、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該養鶏場においては、県の対策本部により、防疫措置として、飼養鶏の殺処分、養鶏場消毒そして周辺への移動制限区域及び搬出制限区域の設定が実施されます。

これを受け、本市も、直ちに、関係各課の連携により、万全の態勢で県の対応を支援してまいります。

市民の皆様には、移動制限区域及び搬出制限区域においては、生きた鶏、鶏糞の移動が禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

尚、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウィルスに感染する可能性はないと考えております。市民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。

※移動制限区域及び搬出制限区域については、宮城県東部家畜保健衛生所（Tel0220-22-2395）又は市農林課（直通 22-3439）までお問合せください。

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

本日（11月23日）、気仙沼市内の農場において、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の疑似患畜が確認されました。

1 農場の概要

農場所在地：気仙沼市

飼養状況：肉用鶏 約21,000羽

2 経緯

- （1）本件は、11月22日（火）に農場から死亡鶏が増加したとの通報があり、東部家畜保健衛生所が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、10羽で陽性を確認しました。
- （2）当該鶏について仙台家畜保健衛生所にて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3 今後の対応

- （1）「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- （2）関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。
- （3）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

4 その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ドローンやヘリコプターを使用する取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート

印刷

令和4年11月23日

農林水産省

本日（11月23日（水曜日））、宮城県気仙沼市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内16例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1. 農場の概要

所在地：宮城県気仙沼市

飼養状況：約2.1万羽（肉用鶏）

2. 経緯

(1) 昨日（11月22日（火曜日））、宮城県は、同県気仙沼市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（11月23日（水曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 宮城県と緊密な連携を図る。

5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省の職員を現地に派遣。

7. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

8. 「疫学調査チーム」を派遣。

9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和4年11月23日（水曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries